

経済産業省

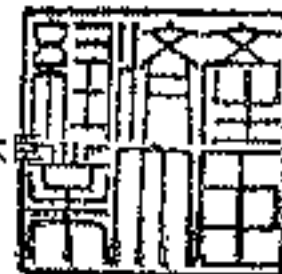


平成 13・06・06 原第 1 号

平成 14 年 5 月 8 日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更（原子炉施設の変更）について（諮問）

核燃料サイクル開発機構理事長 都甲 泰正 から平成 13 年 6 月 6 日付け 13 サイクル機構（も）057（平成 13 年 12 月 13 日付け 13 サイクル機構（も）495 及び平成 14 年 4 月 12 日付け 14 サイクル機構（も）006 をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

核燃料サイクル開発機構は、原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉の開発等を行うことを目的として設立された機関であり、本件申請に係る変更後において原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月原子力委員会決定）において、高速増殖原型炉もんじゅは我が国における高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、早期の運転再開を目指すこととされており、本件申請に係る変更が我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が核燃料サイクル開発機構法に基づく政府出資金により調達する計画になっており、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。